

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第十号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四総務課の部第三項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。